

解体工事等を発注する建築物の所有者等・建設工事元請等のみなさまへ

# 残置物の適正処理のお願い

建築物の解体・リフォーム工事等の際に残された不用家具・家電等（「残置物」と言います）は、解体・リフォーム工事の前に、残置物の所有者である、建築物の所有者や占有者が、廃棄物処理法に則って処理する必要があります。

## 家庭の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 家庭の残置物は「一般廃棄物」となります。市町村に相談の上、**市町村の指定する方法で処理**をお願いいたします。
- ◆ 解体業者、不要品回収業者など、市町村の**一般廃棄物処理業の許可を得ていない業者（※1）が廃棄物の処理をすることは法律で禁じられています（※2）。**

※1 「産業廃棄物処理業の許可」「解体工事業の許可」「古物商の許可」では、一般廃棄物の処理はできません。

※2 罰則：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科



市町村の指定する方法



解体業者、不要品回収業者等（一般廃棄物処理業の許可なし）が回収

## 事務所の残置物の処理はどうしたらいいの？

- ◆ 事務所の残置物は、廃棄物の種類及び性状によって、「一般廃棄物」又は「産業廃棄物」となります。それぞれ、**次に示す業者へ処理を委託し、適切な処理をお願いいたします。**
  - ・ 一般廃棄物： 一般廃棄物処理の許可業者又は市町村から処理を受託した業者
  - ・ 産業廃棄物： 産業廃棄物処理の許可業者

- ◆ **建築物の所有者等が上記以外の業者に廃棄物の処理を委託することは法律で禁じられています（※3）。**

※3 罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科

## 家電等の処理はどうしたらいいの？

### 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）



以下の家電4品目は、家電リサイクル法に則って処理をお願いいたします。

- ✓ エアコン（ウィンド形、室内機が壁掛け形又は床置き形のセパレート形）
  - ✓ テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
  - ✓ 電気冷蔵庫・電気冷凍庫
  - ✓ 電気洗濯機・衣類乾燥機
- ※いずれも業務用は除く

具体的な処理方法については、一般財団法人家電製品協会が運営する処分方法案内サイト「これで解決！家電リサイクル」を御覧ください。  
<http://www.kaijetsukr.com/>



家庭は1～3、事務所は1, 2, 4のいずれかにより処理をお願いいたします。

#### 【家庭・事務所共通】

1. 新しく買い換える小売店又は以前購入した小売店に引取りを依頼する。
2. 家電リサイクル券を貼付して「指定引取場所」へ自ら運搬する。

#### 【家庭】

3. 家電リサイクル券を貼付して市町村又は市町村が紹介する小売店や一般廃棄物の許可業者に引取りを依頼する。

#### 【事務所】

4. 家電リサイクル券を貼付して産業廃棄物の許可業者に「指定引取場所」までの収集運搬を委託する。

### 小型家電製品



小型家電製品は、小型家電リサイクル法に則って処理をお願いいたします。

- ① 家庭が排出する場合：市町村の窓口へお問い合わせください。
- ② 事務所が排出する場合：小型家電リサイクル法の認定事業者（※4）又は産業廃棄物処理業者へお問い合わせください。

小型家電製品とは以下のものを指します。

|              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 電話機・FAX      | 携帯電話・PHS     | パソコン（※5）    |
| デジカメ、ビデオ     | ステレオセット      | 電子書籍        |
| ブルーレイプレイヤー   | プリンター        | 電卓          |
| 電動ミシン        | 電動工具（電気ドリル）  | フィルムカメラ     |
| ヘルスメーター      | 医療用電気機械器具    | 掃除機、電気アイロン  |
| 炊飯器、電子レンジ    | ドライヤー、電気かみそり | 電気マッサージ器    |
| 電気こたつ、電気ストーブ | 電気芝刈り機       | 電気スタンド等照明器具 |
| ランニングマシン     | 電子楽器         | ゲーム機        |
| 電子時計         | ラジオ          | 等           |

※4 認定事業者及び連絡先一覧 <https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>

※5 パソコンについては、市区町村又は一般社団法人パソコン3R推進協会のウェブサイトをご覧ください。<http://pc3r.jp/>

し尿汲取り・浄化槽のことはお住まいの市町村にお問い合わせください。